

## 証紙シールの使い方

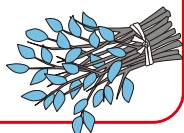


ごみ証紙

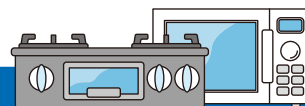
証紙シールは指定袋に入らない大きさのごみに貼り付けて出すためのものです。大まかな使用方法は以下のように決まっています。証紙は1種類で、可燃ごみにも、不燃ごみにも使用できます。

### 燃えるごみ

- 長さ60cm×直径30cm・10kg以下にまとめた物に60円証紙（シール）1枚を貼る。  
証紙で出せるものの例
- 竹・木の枝・ベッドの枠  
障子の枠等の棒状の物  
規定サイズの切断して結束
- タキロン  
60cmに切断して丸めて結束
- ※燃えるごみはパッカー車で収集するため、指定の大きさを越えた物は収集できません。
- ※燃えるごみは証紙2枚で出すことは出来ません。



### 燃えないごみ



- 指定袋に入らない不燃ごみで、1人で簡単に持てる大きさのもの
- 10kg以下の不燃ごみには60円証紙を1枚貼る。
- 10～20kgの不燃ごみには2枚貼る。（120円分）  
証紙で出せるものの例  
（重さに応じて証紙を貼付けてください。）
- スキー板:1組セットで結束
- 物干し竿:長さ180cm以内で丸めて結束
- 波トタン::長さ6尺以内で丸めて結束
- 窓枠など:分解して180cm以内で結束（ガラスは不燃ごみ指定袋へ分別）
- 三輪車・反射式ストーブ・ラジカセ・自転車・電子レンジなど:そのまま1個に証紙を貼る。
- ※20kgを越えるもの、長さが180cmを越えるもの、一人では持てない大きさのものは、クリーンセンターに直接持ち込んでください。

※品目によっては、記載のサイズ、重さでなくても貼って出せる物があります。

詳細は14ページからのデータページで確認してください。

※ふとん、毛布、じゅうたんなどに証紙シールを貼って出すことはできません。

※指定袋以外の袋やダンボール箱に証紙シールを貼って出すことはできません。

※リサイクル品に証紙シールを貼って出すことはできません。

## ごみの持込について

木曽クリーンセンターでは、以下のような、収集に出来ないごみの持ち込みを受け入れています。

- ・粗大ごみ（ごみ指定袋に入らない大型のごみ）
- ・引越しなど大量のごみで、ステーション収集に出せない場合

持ち込めるのは、燃えるごみ、燃えないごみ、可燃・不燃の粗大ごみです。

リサイクル品はリサイクルに出して下さい。

処理出来ない等の理由で持ち込みをお断りする事があります。

種別	区分	持込手数料
燃えるごみ	一般家庭	40円
	事業者	100円
燃えないごみ	一般家庭	40円
	事業者	100円
可燃・不燃の粗大ごみ	一般家庭	120円
	事業者	300円

単位:10kgあたり

持込受け入れ日・時間	
燃えるごみ	持込場所:クリーンセンター 毎週 月～金曜日 （年末年始と土・日・祝日は休み） 午前:9:00～12:00 午後:1:00～4:30
燃えないごみ	持込場所:不燃ごみ処理施設 毎週 月・火・木・金曜日 （水曜日と年末年始、土・日・祝日は休み） 午前:9:00～12:00 午後:1:00～4:30

※2t車平積みよりも大量の場合は、事前（1週間前位）にクリーンセンターにご相談ください。

※可燃と不燃の施設は別の場所にあります。別々に荷おろしできるように分別して持ち込んで下さい。